

平成27年 12月 定例会（第322回） 12月08日-04号

第三百二十二回定例奈良県議会会議録 第四号

平成二十七年十二月八日（火曜日）午後一時開議

○議長（中村昭） 次に、四十二番今井光子議員に発言を許します。――四十二番今井光子議員。（拍手）

◆四十二番（今井光子） 日本共産党の今井光子です。

七十四年前の十二月八日、日本がアジア太平洋戦争を開戦をした日でございます。二度と再び、戦争を繰り返さない決意を込めて、一般質問をさせていただきます。

陸上自衛隊駐屯地誘致及び広域防災拠点整備について、質問します。

戦争法が可決して以後、戦争する国づくりが進み、平成二十八年度軍事予算は五兆円を超えると報道されました。十月三十日、日本平和大会 in 富士に参加しましたが、全国の自衛隊の駐屯地、米軍基地では、基地の機能強化が進められていました。憲法違反の平和安全法の廃案を求める声はますます広がっています。

政府はアメリカ言いなり政治を進める一方、アメリカに押しつけられた憲法だから改正が必要だと矛盾しています。押しつけられるというのは、嫌なものを無理にさせることです。日本国憲法は七十年間、紛争が絶えなかった世界の中にあって、戦争をしないでこられた我が国が誇るすてきなものです。

日本国憲法は、高野岩三郎ら民間の研究者の草案が参考にされ、植木枝盛らから連綿と続く日本人の自由民権への意思が投影されています。最終的には日本政府の案として国会に提出され、衆議院で賛成四百二十一、反対八の圧倒的多数の賛成によって決定したのが日本国憲法です。素直にありがとうと言って使えばいいではないでしょうか。

戦争法を廃案にして、憲法九条を世界に広げることこそ日本の果たす役割であり、その中でも奈良県は全国でただ一つ、陸上自衛隊の駐屯地を持たない県として、その役割は重要です。

県内では、昨年度も小学校の修学旅行は全て被爆地広島、長崎に行くなど、子どもたちのからの平和教育が行われています。戦後間もなく、奈良県にアメリカ駐留軍や保安隊の基地建設が行われようとなりましたが、建設に反対する県民の戦いで断念させました。

一九五二年、アメリカ兵向けの慰安施設奈良レスト・レクリエーションセンター、RRセンターが奈良市尼辻町に設置されました。地域では、アメリカ兵による犯罪が多発し、風俗の乱れはきわみに達し、市民や学生から抗議とセンター廃止の運動が起き、奈良県地方労働組合総評議会、奈良ユネスコ協会、婦人・教育団体などが、センター廃止期成同盟を結成し、一年三カ月余りの戦いで移転、廃止を勝ち取りました。

一九五三年には、保安隊の基地建設反対の一点共闘が結実し、当時の知事をはじめ、市町村長、各級議員、財界などに支援を要請し、労働組合、地域自治会、PTA、婦人団体、宗教者などの一点共闘の輪を広げ、一九五七年、国は保安隊建設を諦め、その地域に奈良学芸大学、今の奈良教育大学の移転を決めました。奈良県に陸上自衛隊の基地がないのは、平和を希求する県民の世論と運動の上に、今日の奈良県が存在しているからです。

十月二十日、日本共産党県議団は、防衛省に奈良県の駐屯地問題で直接意見を聞きに行つてまいりました。防衛省は、奈良県からは平成二十五年から要望をいただいているが、困難と答えているとのこと。ヘリポートの調査費については今年度、調査を行い、地形や風向きなど設置可能かどうかも含めて、今年度中にまとめるとのことでした。県が考えているような、国がヘリポートの場所を特定したら、県の広域防災施設をつくるということでは、いつになるかわからないという印象を受けました。

そこで、知事にお尋ねします。

奈良県の災害対策を進めるには、陸上自衛隊ヘリポート誘致に固執するのではなく、現在、老朽化が進んでいる消防学校建てかえを中心とした、広域防災拠点整備を優先すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、県職員の時間外勤務の縮減に向けた取り組みについて質問します。

十一月二十七日、奈良商工会議所で厚生労働省主催による過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました。ご遺族の発言がありました。四十歳で妻と幼い子どもを残して自殺されたAさん。なれない職場に単身赴任で転勤されうつ病を発症。月三百時間から三百五十時間の労働。そんな夫を見ながら妻もうつ状態で子どもを育てる環境ではなくなる中、夫はごめんと言い残して亡くなりました。夫がどんな働きをしてきたか知りたいと、タイムカードの情報開示を求めましたが、記録がないと言われ、白紙だったということです。

当時の友人、知人から情報を集めて労災認定はしましたが、夫は戻ってきません。ワーク・ライフ・バランスと言いますが、仕事も家庭も余暇もあつての人生であり、それでこそモチベーションも上がり、いい仕事につながります。最後に笑顔で退職できる職場にしてほしいと妻は語っていました。

労働基準法では、一日八時間、週四十時間以上働かせることはできませんが、三六協定を結べば青天井で働くことが可能です。二十四歳の新入社員が急性心不全で亡くなったある居酒屋チェーン店では、初任給から八十時間の時間外労働を含む賃金は最低賃金、三六協定では月百時間の残業を認めていました。裁判で会社側は、ほかの大手居酒屋の三六協定で、百時間から百二十時間の時間外労働を認めていることを証拠に提出してきたそうです。

厚生労働省は、発病前一カ月ないし六カ月にわたり、一カ月おおむね月四十五時間を超える時間外労働が認められた場合、業務と発症の関連性が強まるとしています。さらに一

カ月前、おおむね百時間、または発症前二カ月間ないし六カ月間にわたって、一カ月おおむね八十時間を超える時間外労働は、業務と発症の関係が強いとしています。

奈良県庁は、従業員数では県内最大の職場です。三六協定はありません。平成二十六年、県庁職員の一カ月以上の長期休暇は九十一人、そのうち、精神及び行動の障害が五十三名と約六割を占めています。日にちが変わらないと家に帰れないとの内部告発も聞きます。夜遅くまで消えない電灯、タイムカードはあっても、自分の労働時間を確認できるものは管理職だけで、一般職員は自分の労働時間の確認もできない異様な管理が行われています。

これは、昨日の九時の本庁の北側通路から写した写真です。こちらが本庁舎、そしてこちらが分庁舎の写真です。

ほとんどのところで明かりがついております。九月議会で知事は、阪口議員の質問に、職員一人当たり残業は一カ月十八・六時間、一日約一時間弱と答えていますが、この日だけでも四時間以上働いていた職員が相当数いたことが推察されます。

この間、職員は減らされ、仕事量はふえ、残業せざるを得ない職場環境が生まれています。残業命令がない残業は、個人が勝手に行っていると言ってしまうことで、記録上では規定内残業時間で仕事がこなせるように見え、そのため人員をふやす理由も、仕事も減らす理由も見えにくく、それが普通になってしまうことは大変危険です。しかも、常に労働時間を管理する管理職がいるわけではありません。

厚生労働省は平成十三年四月六日付で、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準を策定しました。その中には、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で、時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと等について、確認して改善することとされていますが、これらが守られているか大変心配しています。

そこで知事にお尋ねします。

労使の共通認識として、職員一人ひとりの働き方を見つめ直し、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができるように取り組むべきと考えます。県においては、職員の時間外勤務の縮減に向け、どのように取り組んでおられるのか伺います。

次に、発達障害者の療育について質問します。

少子化で子どもが減る中、自閉症や注意欠陥多動性障害、学習障害などの発達障害のある子どもは逆に増加しています。二〇一二年に文部科学省が実施した通常の学級に在籍する知的発達におくれはないものの、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査では、約六・五%の児童生徒が、知的発達におくれはないものの、学習面または行動面で著しい困難を示すと報告されています。

奈良県総合リハビリテーションセンターの小児科では、診療の約九割が発達障害児の診療です。一九九九年に二十二件だった小児科の外来件数が、二〇一四年には九四三件と四十三倍にもなっており、奈良県においても発達障害である子どもがふえているのが現状です。

このような発達障害やその可能性のある子どもたちが、十分な医療や療育が受けられているのか、非常に心配です。実際、総合リハビリテーションセンターの小児科では、再診の予約も六、七カ月後でないととれない状況になってると聞いています。

十一月十日、少子化対策・女性の活躍促進特別委員会では、県が奈良県社会福祉事業団に委託をし、実施しております発達障害児医学的療育支援事業について視察をさせていただきました。この事業は、医学的な支援等が必要な発達障害児などについて、作業療法士が保育所や療育教室など地域療育機関などを訪問して、直接、支援方法の指導や助言を行うとともに、保育士など発達の支援を行っている者を対象に研修を行い、より多くの発達障害児に対して、早期治療を実施できる地域の療育体制の構築を図るというものです。

この事業でも、平成二十四年、百三十一件の訪問で、指導や助言を行った子どもの数は九百四十一人だったものが、平成二十六年には三百十八回、二千二百二十四人と二倍以上になっているとのことでした。

それらの子どものうち六八%、一千二百七十四人の子どもが、医療機関や療育機関を利用しておらず、保護者に対しても、早期療育の必要性の助言などを行っていると言いました。

発達障害については、早期に療育を始めるほど、その治療効果は高くなると言われています。発達障害のある子どもの育てにくさから、児童虐待につながったり、子ども自身も心の傷を負うなどの二次障害を生んだりするおそれもあります。それを防ぐためにも早期に発見し、早期から療育を受けることができる体制の整備は、非常に重要であると考えます。

そこで、健康福祉部長に伺います。

発達障害のある子どもがふえている状況を踏まえ、早い時期に発達障害が発見され、早い時期から療育を受けることができるように、県はどのような取り組みを進めているのでしょうか。

次に、がん検診の受診率の向上について質問します。

奈良県のがん対策については、がん対策推進計画の策定が全国で最もおくれたスタートとなりました。計画の策定は遅くても、がん対策が進むように議員提案として、奈良県がん対策推進条例を制定するなど、積極的な取り組みを進めてきました。また議会では、全国に例を見ない議員全員が加入するがん対策推進議員連盟を結成し、毎年患者さんとの懇談会を開催して、要望を県に反映させる中で、奈良県のがん対策は大きく前進してきたと思います。

全国的な運動も活発に展開されています。去る十月十九日に、第一回地域と国をつなぐ乳がん・子宮頸がん検診促進全国大会が、東京の虎ノ門ヒルズで開催されました。超党派の国会議員の呼びかけで、全国から地方議員が参加し、奈良県からは私と山中議員が参加させていただきました。

国のがん対策推進基本計画では、平成二十八年度を目標に、乳がん、子宮頸がんは受診率五〇%、胃、肺、大腸は当面四〇%を目指すとされています。また奈良県は、平成二十九年度に五つのがんとも五〇%とする目標を設定しています。全国のがん検診受診率を調べてみますと、二〇一三年OECDヘルスデータによれば、乳がんでは日本は三六・四%なのに対し、アメリカ、オランダ、イギリスなどでは七〇%から八〇%、中でも最も高いオランダでは八五・六%の受診率になっています。おくれて検診の普及に取り組んだ韓国でも七四・一%です。

統計のとり方に多少の違いがあるかもしれませんが、それにしても諸外国に比べて、まだまだ受診率は低いと言わざるを得ません。

また十八歳未満の子どもを持つがん患者は、全国で年間五万六千人に上るとの推計が、国立がん研究センターから発表されました。その患者の子どもさんの数では八万七千人です。仮に百分の一が奈良県と仮定すれば、実に八百七十人の子どもさんの親ががん患者ということになります。私は、若いお母さんから乳がんになったことを子どもにどう伝えていいのか悩んでいるといった相談をいただきました。

県教育委員会では、中学生、高校生に対してがんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識を深めるため、がん教育に関する教材リーフレットを作成するとともに、モデル校による授業を実施するなど、取り組みを進めていただいています。

このような取り組みを通して、親と子のがんについて正面から受けとめ、勇気と希望を持って話し合いができるようになることを願っています。

二人に一人ががんになり、三人に一人はがんで命を落とす時代です。がんによる死亡者を少しでも減らすために、がんの早期発見、早期治療が重要です。そのためには、一人でも多くの方にがん検診を受診していただく必要があります。

そこで、健康福祉部長に伺います。

奈良県のがん検診受診率の現状はどうでしょうか。また、奈良県の目標であるがん検診受診率五〇%達成に向け、どのように取り組んでいるのかお聞かせください。

次に、地域医療構想の策定について質問します。

たとえ一人になっても、寝たきりになっても、最後まで安心して暮らせる奈良県に。これは、私が政治を志したときに目標においてきたことです。政治が行うことは、所得再分配で格差と貧困をなくし、誰もが安心して生きていけるようにすることです。

奈良県は六十五歳以上が二七・二%と四人に一人以上。最も高い川上村では、高齢化率は五五・九九%。今後、医療や介護の必要がますますふえることは明らかです。憲法第二十五条が掲げている、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとした生存権や社会保障に対する国の責任を放棄して、国民に自己責任を押しつけ、社会保障の解体を進めています。

昨年成立した医療介護総合確保法によって、政府は二〇二五年に向け、急性期中心の病床からの転換を進める計画です。法案では、都道府県が地域医療構想を策定することとされ、その実現のために知事に権限が与えられています。

そこでは、二次医療圏ごとに、急性期機能をはじめとする医療機能の分化と連携の方向性が盛り込まれました。施設から在宅へという医療供給体制の転換方針のもとで、在宅医療の受け皿が不十分なままベッドの削減ありきでは、行き場のない患者が増加することになりかねません。

入院基本料七対一の病院は、在院日数十八日以下とされていて、今でも、入院したばかりなのにすぐに退院先を見つけるように言われた。家から近いところがいいのに、遠く離れたところしかなく、入院費よりもタクシー代のほうが高がついた。また、主人はがんでもう治る見込みがないからと退院をさせられた。訪問看護に来てもらっているけれども、もっとのどの奥のほうのたんを吸引してとるように言われたが怖くてできないとの八十歳を超える妻の不安な声などを聞いております。

在宅医療を支える訪問看護師も不足しています。緊急時にすぐに受けてくれる医療機関があることが、在宅医療では不可欠です。

最期をどこで迎えるのか。二〇一三年の人口動態調査によれば、統計では死亡数二百二十七万人のうち、病院が七五・六％、診療所が二・二％、老人ホーム五・三％、老人保健施設一・九％、自宅一二・九％、その他二・二％です。都道府県別では、自宅死の割合は東京都が一六・七％でトップ、二位は兵庫県、そして三位は奈良県です。これまで、郡部のほうが家族に囲まれて自宅で亡くなることが多いという常識が通用せず、東京では自殺、事故、死因不明の全ての異常死のうちで、孤独死が自宅死の総数の三四％を占めたことがわかりました。

奈良県の六十五歳以上の高齢者世帯では、一人暮らし、老夫婦のみの世帯が全体の半数を占めています。県は奈良県の実態をよく把握して、今後の計画を策定する必要があります。

そこで、医療政策部長に伺います。

安心して最後まで暮らせる奈良県づくりを進め、必要な人に必要な医療を提供するために、地域医療構想においてどのような医療供給体制の構築を進めようとしているのか伺います。

最後に、横断歩道の補修状況について、県警察本部長に伺います。

一旦停止や横断歩道など道路に引かれている白線は、交通安全のために欠かせない役割を果たしていますが、それが薄くなり、雨降りや夜間には、信号の手前の白線がわかりにくく、ひやりとした経験があります。私の地元からも、役場の前の横断歩道が消えかかっている危険、小学校の横断歩道が一年前以上から要望しても、県の許可がなかなかおらず実行されないために、やむなく町が道路改修をして線を引き直すことにしたなどと聞いています。

先日も住民の方がどうしても見てほしいと、子どもの通学路の横断歩道が全く消えているところを案内していただきました。朝は校長先生が、帰りは地元のボランティアが、通学路の安全のために立っていますが、停止線もラインも、横断歩道も消えている中で、大きな車が入ってきたら心配だと言われています。

日本共産党の地方議員団の会議でも、この問題が提起されたときに、うちも同じだとたくさん声が出るほど、白線の問題は深刻です。

そこで伺います。

道路に引かれている横断歩道の標示が、摩擦により消えているところが見受けられ、多くの補修要望があると聞いておりますが、県内にどれだけの横断歩道があるのか、また点検や補修はどのように行われているのか伺います。

以上で、第一問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（中村昭） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 四十二番今井議員のご質問がございました。

最初は、陸上自衛隊駐屯地誘致のご質問でございます。

本県では、県内の地震、大洪水はもとより、南海トラフ巨大地震による津波被害の発生が予想される紀伊半島でございますので、紀伊半島海岸地域への救援も見据えまして、五條市への陸上自衛隊ヘリポート及び駐屯地の誘致を進めております。まず、救援活動の拠点となる自衛隊ヘリポートの先行的整備を五條市とともに働きかけているところでございます。

平成二十五年十二月に閣議決定されました防衛計画の大綱におきましては、防衛力の役割に大規模災害等の対応が大きく位置づけられております。自衛隊にとりまして、南海トラフ巨大地震など、大規模災害への対処が、従前にも増して重要視されているように思っております。

このような背景もありまして、防衛省では本県の考えにご理解をいただいていると思います。昨年度に引き続きまして、今年度も予算を計上して、県と共同してヘリポートの配置検討に係る調査を進めていただいております。来年度予算の概算要求におきましても、自衛隊の展開拠点確保に係る基本構想業務として、本県の構想について約四百万円を計上していただいております。

現在、ヘリポートの候補地を一カ所に絞るべく、五條市、県、防衛省で検討を進めているところでございます。この十一月には私が防衛大臣政務官及び陸上幕僚長に要望を行いました。防衛省が陸上自衛隊ヘリポートの設置を否定されているとは感じませんでした。大変前向きな感触を感じたところでございます。

一方で、駐屯地の設置につきましては、現在、防衛省で陸上自衛隊駐屯地を南西地域に整備するなど、予算面でも余裕のない時期だというふうにおっしゃっておりまして、すぐ

に予算的に対応していただくことが難しいことは承知をしております。このため、ヘリポートの先行整備をお願いしているところでございます。

自衛隊のヘリポートの整備さえあれば、とりあえず大規模災害時、例えば鬼怒川の大水害のようなものが大和川に起こることは十分、予想されるわけでございますが、そのような場合でも陸上自衛隊のヘリポートによる県民のピックアップなどを迅速に行い、救援が可能となり、県民に大きな安心感をもたらすことができますので、ヘリポート先行整備型の駐屯地の県内への配置がぜひとも必要だと考えているところでございます。

陸上自衛隊の駐屯地誘致は、県議会におかれましても誘致推進に関する意見書を国に提出されております。県全体の取り組みとして進められているものと認識をされているところでございます。引き続き、五條市とともに粘り強く要望を続けてまいりたいと考えております。

また県では大規模災害時に、県内外への迅速な応援を実施するために、救助要員のベースキャンプ機能、救援物資の備蓄・集配機能などを有する県の広域防災拠点を消防学校とあわせて新たに設置することが効果的であろうかと思っております。このため、昨年度から新しい消防学校に必要な教育訓練内容や施設整備の構成並びにあわせて整備する広域防災拠点の機能について検討を進めているところでございます。

人命救助の中心となります自衛隊、警察、消防の三つの組織が一カ所を拠点到連携することができれば、災害時の初動対応において大きな力が発揮できると考えております。このことから、県の施設だけを整備することは考えておりませんが、防衛省が自衛隊のヘリポートの整備の場所を決定していただければ、県が消防学校及び広域防災拠点の整備を先行して着手することは可能と考えております。

今後とも、県にとって最良の姿であります陸上自衛隊ヘリポートと隣接し、消防学校を併設した広域防災拠点の実現を引き続き目指してまいりたいと思っております。

県職員の時間外勤務の縮減に向けた取り組みについてのご質問がございました。

先ほど、県庁舎の写真をお見せになりました。昨夜の夜の写真ということでございますが、昨夜は県議会の答弁資料の作成で職員が大変忙しい日でございます。県民の皆様も、いつもあのような状態である誤解をしないでいただきたい。きのうは夜、特段忙しい日でございます。

私の自宅に答弁資料が届くのはいつも遅くなるわけでございます。昨日も二度に分けて届きましたので、今井議員の質問じゃなかったと思っておりますが、何か遅い答弁資料が遅く届きました。議員の皆様方にも、どんなに厳しいご質問でももちろん結構でございますが、早く職員に質問を出していただきたい。そうすれば、職員の残業もなくなるんじゃないかということ、これは今井議員だけじゃなしに、全ての議員に私からお願い申し上げたいと思っております。私も遅く答弁資料が届きますと、夜遅くまで勉強しなきゃいけないので、早く届くことを願います。

本題の職員の時間外勤務の縮減でございます。これは大事なことでございますが、これまでから労使間の共通課題として認識をして、さまざまな取り組みを行ってまいりました。とりわけ、平成二十四年六月には私と職員労働組合委員長で、奈良県ワーク・ライフ・バランス推進労使宣言を締結いたしました。労使が協力して、時間外勤務の縮減などの取り組みを推進していくことを宣言したものでございます。このような職場は、他の県ではあまりないように聞いております。

具体的な取り組みといたしましては、帰りやすい職場の雰囲気づくりや意味のないつき合い残業をなくすことをねらいといたしまして、平成二十六年七月から毎週水曜日の定時退庁日に、人事課と職員労働組合が連携して、本庁舎の各所属を巡回しながら、定時退庁の声がけを行っております。時間外勤務命令のない職員が在庁している所属長に対しましては注意文書を発行するなど、厳しく職員及び管理監督者に意識改革を促しているところでございます。

またこの夏のサマータイム期間中には、職員労働組合のご要請に応じまして、私自身が定時退庁を直接呼びかける庁内放送も実施いたしました。このほか、長時間労働を含む県庁職員の働き方についてでございますが、働き方改革をしようという点で、職員組合の人と合意をしております新しいパーソネルマネジメントを構築しようというテーマで研究を始めているところでございます。

具体的には、まずこの十二月二十五日に奈良県パーソネルマネジメント懇話会を開催いたしましたして、広く有識者の方を招きまして、日本人の働き方の歴史や公務員の働き方の今日的課題について、有識者の方々と意見交換を行い、知恵をいただき、県の職場がこれからの働き方のモデルとなるようなことを目指して、研究を進めていく予定でございます。

またこれらの研究の成果が出ますと、市町村の職員の働き方改革にもつなげればという願いを込めまして、奈良県・市町村長サミットにおきましても、随時、市町村の現場にフィールドバックしながら、県域での公務職場の働き方の改革を目指すパーソネルマネジメントを考えていきたいと思っております。

議員お述べになりました時間外勤務の縮減は、働き方改革の中で大事なポイントでございます。労使間が協力して解決できる課題でもあろうかと思っております。職員が健康で、公私ともに充実した日々が過ごせますように、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

残余のご質問は、関係の部長などからお答えをさせていただきます。

○議長（中村昭） 土井健康福祉部長。

◎健康福祉部長（土井敏多） 四十二番今井議員のご質問にお答えを申し上げます。

私には、二つのご質問をいただいております。

まず一つ目は、発達障害児の療育について、早期発見、早期療育ができるよう、どのような取り組みを進めているのかとのお尋ねでございます。

議員お述べのとおり、発達障害は乳幼児期からその症状があらわれ、早期に療育を始めるほどその治療効果は高くなり、青年期以降においても社会適応しやすくなるとされております。

また適切な療育を行わないと、虐待など二次的障害の問題が深刻になる可能性もあることから、早期発見、早期療育は支援の重要な課題と認識いたしております。

まず、早期発見につきましては、市町村の乳幼児健診において発達障害が疑われる場合、保健師等による相談、指導が行われていますが、中には専門性や経験等の問題から、十分な相談、療育が行うことが難しい事例も多うございます。

このようなケースには、奈良県発達障害支援センターにおいて、発達障害児・者及びその家族からの相談に応じ、専門性の高い指導、助言を行っているところでございます。また、その専門性や蓄積されたノウハウを生かして、市町村の現場職員等を対象とした研修にも取り組んでおります。

次に早期療育につきましては、市町村を含め、地域の療育機関による支援が不可欠であることから、発達障害支援センターに発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等への支援や医療機関との連携など、地域支援機能の強化に取り組んでいるところでございます。

また、議員お述べの発達障害児医学的療育支援事業につきましては、発達障害の可能性のある子どもを適切に医療や療育につなげるとともに、地域で実施される療育の質の向上を図るため、その支援体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、より質の高い療育サービスが提供できるよう、地域における療育の支援にかかわる行政、学校、医療機関、療育機関等の連携強化を図り、支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、二つ目のご質問は、がん検診の受診率向上について、本県の受診率の現状はどうか。また、がん検診受診率五〇%の目標達成に向け、どのように取り組んでいるのかとのお尋ねでございます。

まず本県のがん検診受診率は、平成二十五年度で胃がん三七・二%、肺がん三五・五%、大腸がん三五・八%、子宮頸がん三九・二%、乳がん三九・四%となっており、いずれも全国平均を二ポイントから七ポイント下回っております。また全国順位では、三十四位から四十六位となっており、全国的に見ても低迷している状況でございます。

県といたしましては、がん検診の受診率を向上させるため、受診対象者への個別受診勧奨、未受診者への再勧奨を実施する市町村に対して支援を実施しております。

平成二十六年度に取り組んだ川西町では大腸がん検診の受診者数が前年度より二・四倍に、王寺町では子宮頸がんの検診受診者が一・八倍、乳がん検診では一・七倍にふえるなど、確実に成果が上がっております。

今後とも、この取り組みが広がるよう、市町村を支援してまいりたいと考えております。

また、がん検診の機運醸成を図るため、平成二十四年度に、がん検診を受けよう！奈良県民会議を設立いたしました。現時点で、奈良県議会をはじめ、県内の経済・労働団体、保健・医療機関、がん患者会、市町村など百十六団体に会員としてご登録いただいております。

昨年度、がん検診を受けない理由を調査したところ、時間的余裕がない、面倒だから、健康なので必要ないと回答した人が多かったことから、本年度は地域や家庭、職域、市町村、県それぞれの立場でがん検診を受けやすい環境づくりや、正しい知識の啓発に取り組んでいるところでございます。

また県議会議員の皆様をはじめ、多数の会員の方々の参加を得まして、毎年十月十日の奈良県がんと向き合う日には、県民の方を対象にしたがん検診受診啓発キャンペーンを実施し、がん検診受診の働きかけを行っております。

このほか、平成二十五年度から、草の根的なボランティア活動を推進する、がん予防推進員の養成に取り組んでおります。昨年度までに五つの市町で百七十八名の方を養成し、今年度は新たに三郷町、高取町でも養成講座を実施しているところでございます。

今後とも、市町村、県内各企業・団体と連携し、がん検診を受けやすい環境づくりと正しい知識の普及、機運醸成に努め、平成二十九年度までに受診率五〇%の目標を達成できるよう強力に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村昭） 渡辺医療政策部長。

◎医療政策部長（渡辺顕一郎） 四十二番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、安心して最後まで暮らせる奈良県づくりを進め、必要な人に必要な医療を提供するために、地域医療構想においてどのような医療提供体制の構築を進めようとしているのかというお尋ねがございました。

人口が減少に転じる一方で、高齢者は増加すると見込まれています。高齢者は慢性的な疾患や複数の疾病を抱える方が多く、従来の疾病構造が変化する中、こうした変化に対応できる医療提供体制の構築が必要となってまいります。

県では、どの患者もその状態に即した適切な医療を適切な場所で受けられるよう、病床数だけにとらわれることなく、限られた医療資源を効率的に活用して、切れ目のない医療、介護を提供することが重要だと考えています。

そのため、高齢者の増加による変化を見込んだ医療需要に対し、質と量の両面において、需要と供給をマッチングさせるとともに、がんや脳卒中、心筋梗塞、救急、周産期、小児など、これまでに構築してまいりました医療連携体制も活用し、医療機関の機能分化と連携をより一層推進することとしております。

また、できる限り住みなれた地域で安心して生活を継続するため、入院患者の在宅復帰の支援や在宅患者の急変時の受け入れを行う地域包括ケア病床への改修を促進するとともに、医師、訪問看護師などの医療関係者だけでなく、ケアマネージャーなどの介護関係者も加わった他職種が連携した在宅医療提供体制の整備を推進するなど、地域にふさわしい地域医療構想となるよう取り組んでいるところでございます。

また地域医療構想の策定に当たりましては、広く関係者のご意見もお伺いしながら、必要なる施策を盛り込み、安心して医療を受けていただくことができるよう、医療提供体制を構築してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（中村昭） 羽室警察本部長。

◎警察本部長（羽室英太郎） 四十二番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、横断歩道の数及び点検、補修方法に関するお尋ねであります。

県内の横断歩道の数は、本年十月末現在で五千五百十四カ所に総数九千八百三十二本であります。

横断歩道等の交通安全施設の点検につきましては、交通安全施設管理要綱を定めて、毎月一日を交通安全施設の一斉点検日に指定して点検を行っているほか、日常の街頭警察活動を通じた点検も行っており、また教育委員会や道路管理者との合同点検も実施しているところであります。

次に横断歩道の補修につきましては、このような点検結果等のほか、地域住民の方のご要望や道路管理者からの連絡を受けた各警察署からの補修上申に基づき、必要性、緊急性の高いところから順次、補修をしているところでございます。なお、今年度は約千本の補修を予定しているところでございます。

県警察といたしましては、今後も点検等により、補修が必要な横断歩道の把握に努めるとともに、通学路等にある横断歩道につきましては、優先的に補修を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中村昭） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） 二点、質問をさせていただきたいと思っております。

一つは自衛隊の問題です。

県が出しておりますこれを見ますと、平成二十八年度の防衛省の概算要求で、自衛隊が奈良県広域防災拠点施設を利用する場合に考え得る基本コースを検討のための経費四百万円となっております。これは、自衛隊のヘリポートに奈良県広域防災拠点施設を整備する

のではなくて、奈良県広域防災拠点施設を自衛隊が利用する場合という予算になっておりますので、知事の思っておられることと国が考えていることは、私は違うんじゃないかと思いますが、その点を伺いたいと思います。

それからもう一点、職員の残業時間の問題です。

きのうの写真を出しましたけれども、私、十一月の二十日の日も九時半頃に県庁を写した写真がありまして、きょうは示しておりませんが、そのときも議会は始まっていない前ですけれども、同じようにこうこうと明かりがついておりました。

十月二十九日に奈良県労働組合連合会と、働くもののいのちと健康を守る奈良県センターが、県に懇談の申し入れをされております。ご存じだと思いますけれども、その中を見ますと、県庁の職員の方から匿名で、長期間、長時間労働を繰り返して、精神的にも肉体的にも限界が来ている。毎日のように二十三時過ぎ、二十四時過ぎる時間まで残業している。土日に出勤することもあるが対象にはならない。タイムカードは土日は禁止、超勤手当は七、八月はノー残業デーで月間はゼロ、その他の月は時間制限があり、このまま続けば自分が自殺をするか、同僚が自殺をするか、助けてください、限界ですというこういうのが来ているのです。

私は、奈良県がきちっと働く人の労働時間を管理しているという認識を持っているのかどうか、その点をもう一回、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村昭） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 自衛隊の予算は、県が防災基地をつくるときは、自衛隊に、防衛省に予算のお願いは行きません。自衛隊もそのような予算はつけられません。国の予算として国費調査がついたということ、ぜひご認識してください、県民の皆様も。国費の調査費がついているということで、自衛隊のための調査費でございますので、県は一緒に調査をさせて、共同調査ということは何度も言っておられますので、その点をご了解ください。

それと、自衛隊は自衛隊のヘリポート設置を決めて調査するわけではありませんので、あらゆることがそうでございますが、決めて調査するよと言っていることはありません。自衛隊がヘリポートをつくれるかどうかを、空域とか地表の調査を一緒にしましょうということでございますので、普通の陸上自衛隊設置に向けた調査であると県民の皆様、よくご了解ください。

二つ目は、きのうの写真じゃなくて、別の日の写真のほうがよかったですね、県民にお見せされるのは、そういうことでありましたら。いろんな日がありますので、電気がこうこうついたり日だけを選ばなくても、いろんな日がありますので、県民の皆様にはいつもついているのだろうか、たまにつくんだろうかということに興味を持っておられますので、それを一枚の写真で、いつものことですが、なかなか証明できない面がありますので、特にたまたまきのうの写真をお見せになったので、きのうはまた議会答弁で特段忙し

い日を選んで出されたわけではないと思いますが、そのような日でありましたので、ちよっとご指摘をさせていただいた次第でございます。

県は、先ほど答弁いたしましたように、ブラック企業ではありません。県民の皆様が誤解されないように、私は本当にお願ひしたいと。県と職員組合がこんなに働き方改革をやっている県はないんです。それを理解していただきたいというふうに思っております。いろんな見方、一面からの見方があると思います。多面の見方もあると思いますので、県民の皆様にはバランスよく見ていただきたいと、常日ごろから思っております。

○議長（中村昭） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） 残業命令があった場合に労働時間を認めるということだと思っておりますけれども、例えば残業命令を出していないけれども、残って仕事をしているということがわかっている、きのうでしたらこんなにいっぱい電気がついているんですけれども、それを上司が見て見ぬふりをするというのも、これは業務時間というふうに、本来であればもう帰りなさいと言わなきゃいけないところを、見て見ぬふりをして仕事をやっているということがわかっていましたら、それは業務時間ということで、国のほうでもそのように言われております。

県はきちっと時間管理をする責任がありますので、きちっとやっていただきたいと思ひます。